

# 「建設業安全協議会」 労災保険一人親方特別加入申請書

令和1年10月以降

※加入の申請には顔写真入りの身分証(運転免許証・パスポート等)のご提出が必要です。申請後1週間以内にご提出をお願い致します。(マイナンバーの記載された「個人番号カード」はお受けできません。)

申込日	令和 年 月 日
-----	----------

保険加入者			
フリガナ	加入者印	性別	生年月日
氏名	※自署または記名押印	印	年 月 日
現住所	〒		TEL FAX
基礎日額	下記の[給付基礎日額表]より選択して下さい		
職種	● 特定業務者は、業務歴をご記入下さい。		
	1 粉じん作業を行う 3 振動工具の使用	2 鉛業務 4 有機溶剤業務	期間 S・H 年から 年 ヶ月
所属事業所			
住所・電話番号	〒		TEL FAX
とりまとめ工事店			

## ■給付日額表(平成30年4月以降)

基礎日額	年間保険料	休業補償額
¥3,500	¥22,986	¥2,800
¥4,000	¥26,280	¥3,200
¥5,000	¥32,850	¥4,000
¥6,000	¥39,420	¥4,800
¥7,000	¥45,990	¥5,600
¥8,000	¥52,560	¥6,400
¥9,000	¥59,130	¥7,200
¥10,000	¥65,700	¥8,000
¥12,000	¥78,840	¥9,600
¥14,000	¥91,980	¥11,200
¥16,000	¥105,120	¥12,800
¥18,000	¥118,260	¥14,400
¥20,000	¥131,400	¥16,000
¥22,000	¥144,540	¥17,600
¥24,000	¥157,680	¥19,200
¥25,000	¥164,250	¥20,000

※年度途中での加入は、月割りで計算されます。  
※日額3,500円から加入可能ですが、所得水準に見合った額を選択して下さい。

## ■手数料

加入時納付金(税込)	年額手数料(税込)
¥1,100	¥10,560

## 【加入手続上の注意点】

- 加入年度の年度内に於ける、給付基礎日額の変更は出来ません。
- 年度途中で加入した場合の保険料は、労働局の承認を受けた月からその年度の3月迄の月割りとなります。  
(例) 8月承認の場合は、年間保険料の8/12となります。)
- 年度途中で脱退した場合の保険料は、加入した月から脱退した月までの月割りとなります。
- 申請書を当会が受付けてから労働局の承認を受ける迄には、2週間程度かかります。労働局の承認を受ける迄は労災保険が適用されませんので、ご承知の上お申込み下さい。
- 休業補償は、給付日額表の休業補償額が被災日の4日後から支給されます。
- 現場の事故については、直接当会へ事故報告をして下さい。
- とりまとめ工事店を経由せず、直接お申込みの場合は、保険料・手数料の入金確認後加入手続きを致しますのでご注意ください。

## 【手数料についての注意点】

- 加入時納付金は加入初年度のみ必要です。脱退した翌年度に再加入した場合は新たに納付金が必要です。
- 年度途中での加入は月割の手数料となります。年度途中の脱退は加入時納付金及び年間手数料は返金されません。但し、同年度内に再加入した場合は納付済み手数料が充当されます。

【利用目的】 ※私は、本書記載の私の情報を、労災保険特別加入と労災保険給付に関わる全ての事務手続、及び建築現場の安全管理を行う目的、緊急時の連絡を行う目的の他、建設業安全協議会及び社会保険労務士事務所が以下の利用目的で使用することを承諾します。  
◆各種アンケートの回答、ホームページ・広告等の企画・製作、各種イベント開催等への協力依頼  
◆各種保険の募集に関する業務  
◆生活全般に関わる情報提供等の案内

## 委任状

建設業安全協議会 殿

私は、令和 年 月 月開催の総会の議決事項に関する議決権行使について会長に委任します。

委任者氏名 \_\_\_\_\_ 印

自署または記名押印

枝番号